

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
神戸市1か月児健康診査費用助成事業	R6. 10. 1	一般社団法人神戸市医師会	18,177,000	本業務は乳幼児の健全育成と疾病及び障害の早期発見・早期療育をはかるために実施するものであり、専門的知識・技術が必要である。それらを有する業務上適当な医療機関は他にないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	こども家庭局 家庭支援課 (TEL : 322-6513)
福祉医療システム住記システム標準化対応作業	R6. 10. 16	株式会社日立システムズ関西支社	9,216,900	本市の福祉医療システムは独自仕様に基づき、当事業者の技術及びノウハウを元に開発した本市固有のシステムである。本委託内容については当該システムと密接不可分の関係にあり、同一の者以外に履行させた場合、瑕疵担保責任の範囲が不明確となるなどシステム使用に著しく支障が生じる恐れがある。当該システムについて市民サービスを低下させることなく、正確かつ円滑に保守するためには、これまでの開発を通じて蓄積された知識や技術を持つ当事業者に委託することが、業務を完遂できる唯一の方法であり、競争入札に適さないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	こども家庭局 こども未来課 (TEL : 322-5213)
産後ケア事業（宿泊・通所）業務	R6. 11. 1	医療法人社団 直太会 母と子の上田病院	・基本単価（減免分は別途加算） 宿泊（1日）27,000円 通所（1日）18,000円 ※別途多胎児加算等あり	本業務は退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等専門性の高いサービスを提供することが必要であり、宿泊または通所で本業務を実施できる委託先は他にないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	こども家庭局 家庭支援課 (TEL : 322-6513)
里親・ファミリーホーム交流会の開催業務	R6. 12 . 9	公益社団法人家庭養護促進協会	1,381,000	委託先は、要保護児童の家庭養育を促進し、児童の健全育成及び児童福祉を推進することを目的とした団体であり、本業務の実施に必要な専門性及び関係機関とのネットワークを有し、里親家庭等の状況に配慮しながら適切に実施できる団体は他にないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	こども家庭局 こども家庭センター (TEL : 977-7522)
神戸市療育センター電子カルテシステム事務処理P.C.セットアップ業務	R6. 12. 12	富士フィルムビジネスイノベーションジャパン株式会社 兵庫支社	1,724,000	本システムは、委託先事業者が構築したものであり、円滑なシステムセットアップのためには、本システムに関する専門的な知識と高度な技術が必要なことから、本業務を安定的かつ効率的に遂行できるのは同社以外にいないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	こども家庭局 家庭支援課 (TEL : 322-6846)
病児保育事業	R6. 12. 16	医療法人レプレ	6,284,268	病児保育事業は、病状の急変等に際して、直ちに適切な対応が求められる。安全性の観点から、医師会から適正な事業者として推薦を受けた医療機関又は市立の医療機関へ委託するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	こども家庭局 幼保事業課 (TEL : 322-6534)
産後ケア事業（宿泊・通所）	R7. 2. 1	社会福祉法人恩賜財団 済生会兵庫県病院	・基本単価（減免分は別途加算） 宿泊（1日）27,000円 通所（1日）18,000円 ※別途多胎児加算等あり	本業務は退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等専門性の高いサービスを提供が必要であり、宿泊または通所で本業務を実施できる委託先は他にないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	こども家庭局 家庭支援課 (TEL : 322-6513)